

第3次八幡市人権のまちづくり推進計画(素案)
パブリックコメント募集結果について

- | | |
|-----------------------|----|
| 1. 意見等の提出者数 | 3名 |
| 2. 意見等の件数 | 5件 |
| 3. 上記のうち、計画等の案を修正した件数 | 0件 |
| 4. 意見等の概要及び市の考え方 | |

| No | 意見の概要 | 該当箇所 | 意見に対する市の考え方 |
|----|---|--|---|
| 1 | <p>多様な性についての理解に向けて、大人に向けた啓発はもちろんだが、子どもに向けた啓発が特に重要であると考え。誰もが自分らしく生活できるようになってほしい。</p> <p>パートナーシップ宣誓制度は多様な性の意識を広げるきっかけとなると思う。</p> | <p>第3章 人権教育・啓発に関する基本方針</p> <p>2 人権課題の必要性 (8)様々な人権問題 <性的マイノリティ></p> | <p>本市では、令和7年1月から「パートナーシップ宣誓制度」を導入するなど、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きていくことができる社会の実現を目指す取組を進めていることにつきましても、素案に記載をしております。</p> <p>引き続き、学校や関連機関等とも連携し、性の多様性についての正しい理解や認識が得られるよう、理解促進に向けた周知・啓発を行ってまいります。</p> |
| 2 | <p>人権は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」と書いてありましたが、多岐にわたっていて大変ややこしい事柄が多いです。やはりこういった人権問題は小さい頃からの人権教育・啓発が必要ではないかと思えます。</p> | <p>第4章 人権教育・啓発の推進</p> <p>1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 (1)就学前・学校</p> | <p>保育所や幼稚園等の就学前教育では、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、各種要領に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。</p> <p>また、自己を尊重するとともに他者をも尊重する心や、あらゆる人権問題を自分自身の問題として捉え、主体的に解決を図る意欲や実践力を育むことを目的として人権教育を行っていることにつきましても、素案に記載をしております。</p> <p>引き続き、子どもたちがより身近なこととして、人権問題が捉えられるよう学習方法にも工夫をした人権教育の推進に努めてまいります。</p> |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 | <p>人権問題については、問題の定義が曖昧であるにも関わらず、国や自治体が過度に問題にしすぎであると個人的には思います。</p> | <p>第3章 人権教育・啓発に関する基本方針 1 人権問題の現状等 2 人権課題の必要性</p> | <p>人権とは、決して難しいものではなく、私たちの生活の身近な所で結びついているもので、誰もが心で理解し、感じる事ができ、いかなる関係においても尊重されるべきものです。</p> <p>しかし、少子高齢化、国際化、情報化などの進展や価値観の変化に伴い、新たに対応すべき人権課題として、インターネットによる人権侵害、感染症患者や性的マイノリティへの偏見や差別等が生じ、またそれらの問題が重層化・複雑化している可能性も考えられます。</p> <p>素案に記載をしておりますとおり、すべての人が人権を尊重し、差別や偏見のない社会を築くことが重要であるとの視点に立って、多様化・複雑化する人権問題に対応するため、人権施策を推進する必要があると考えております。</p> |
| 4 | <p>「人権のまちづくり」運動は、周辺地域を含めた生活圈中心にした、コミュニティを人権の視点を基軸に作り変えて行く運動です。「人権の街づくり」には部落差別撤廃への重要な取り組みです。「人と人の関係づくり」にあることが重視し、福祉・教育などで部落内外を問わず困難をかかえた人たちの課題を発見し解決して協働に取り組みを通して「人づくり」「関係づくり」を進めましょう。</p> | <p>第3章 人権教育・啓発に関する基本方針 2 人権課題の必要性 (1)部落差別(同和問題)</p> | <p>本市では、部落差別(同和問題)の早期解決を市政の重要施策と位置付け、昭和44年(1969年)の同和对策事業特別措置法の施行以来、国や京都府と連携を図る中で、30年余りにわたって、同法による対策事業を実施してきました。</p> <p>その結果、地域格差の解消は一部では進んでいるものの、心理面における偏見や差別意識は今回本市が実施した意識調査の結果でも、根強く残っていることがうかがえます。</p> <p>また、インターネット上の偏見や差別を助長させるおそれのある投稿の状況等から、課題は今なお存在すると言わざるを得ない状況と言えます。</p> <p>素案に記載をしておりますとおり、引き続き、差別意識や偏見の解消に向け、効果的な人権教育・啓発活動の推進に努めてまいります。</p> |

| | | | |
|----------|---|---|--|
| <p>5</p> | <p>「人権の街づくり」運動を中心とした取り組みを積極的に推進することによって、これまでの差別的関係を豊かな人のつながりに結び変えて行くことをめざしましょう。「部落差別問題解決に向けたとりくみをすべての困難を抱えた人たちの課題解決へのとりくみ」へと普遍化していく姿勢を堅持します。</p> <p>そのために、「人権課題の解決に資する」ことを設置運営目的とした隣保館を「人権のまちづくり」の拠点施設として活用していくことが重要です。</p> | <p>第3章 人権教育・啓発に関する基本方針</p> <p>2 人権課題の必要性</p> <p>(1)部落差別(同和問題)</p> <p>第4章 人権教育・啓発の推進</p> <p>1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進</p> <p>(3)地域社会</p> | <p>部落差別(同和問題)は、基本的な人権に関わる問題であり、人権を尊重するという視点から、平成8年(1996年)の地域改善対策協議会の意見具申が示した基本認識の下、本市では部落差別(同和問題)を人権問題の重要な柱として、京都府等とも連携しながら差別意識や偏見の解消に向け、効果的な人権教育・啓発活動を積極的に推進してきたことについても、素案に記載をしております。</p> <p>今後も引き続き、人権教育推進協議会や各種団体との連携などに加え、八幡人権・交流センター等を人権啓発の発信基地として、人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会を構築できるよう努めてまいります。</p> |
|----------|---|---|--|